

派遣事業に関わるマージン率の公開について

株式会社中尾総業

対象期間：令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行に伴い、労働者派遣第 23 条第 5 項の規定により本年度分の派遣代金のマージン率を以下の通り公開いたします。

【令和 7 年 期 マージン率】 公開日：令和 7 年 10 月 1 日

派遣労働者の数	0 名
労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数	0
労働者派遣に関する料金の平均額(日額)	—
派遣労働者の賃金の額の平均額(日額)	—
派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除して得た割合（マージン率） * 上記マージン率には、法定福利（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）の当社負担分、その他福利厚生にかかる費用が含まれています。	—
派遣労働者の待遇の決定方法	労使協定方式
対象となる派遣労働者の範囲	
労使協定の有効期間	
教育訓練に関する事項	
その他労働者派遣事業に業務に関し参考となると認められる事項	

以上